

東日本大震災から15年を迎えての会長談話

本日、未曾有の被害をもたらした東日本大震災が発生した2011年3月11日から、15年を迎えました。

この震災により、茨城県においても、死者24名、震災関連死42名、行方不明者1名、負傷者714名（うち重傷者34名）という人的被害が生じ、住宅被害も21万棟を超えるなど、県内各地に甚大な被害がもたらされました。

さらに、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響は、現在もなお長期にわたり続いています。同発電所の廃炉作業については、燃料デブリの取り出し完了までに数十年を要するとされるなど、依然として多くの課題が残されています。また、本県内には様々な事情により故郷に帰ることができない避難者もおられ、報道によれば、2026年2月1日現在においても2156名の方々が避難生活を続けておられます。

震災から15年の歳月が経過した現在もなお、震災及び原子力災害の影響は色濃く残っています。ここに改めて、犠牲となられた方々に心から哀悼の意を表するとともに、かけがえのない大切なものを失われたすべての方々に深く思いを致します。

当会は、これまで災害の発生の都度、災害対策本部を設置し、被災地における無料法律相談や電話相談等の被災者支援活動を実施してまいりました。

弁護士は、基本的人権を擁護し社会正義を実現することを使命とする在野法曹です。当会は、今後も、災害に対して早期かつ適切に対応できる体制の充実に努めるとともに、平時においても災害時においても、市民一人ひとりに寄り添い、地域の実情に応じた迅速かつきめ細やかな法的支援活動に引き続き取り組んでまいります。

2026年（令和8年）3月11日

茨城県弁護士会

会長 遠藤俊弘